

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年8月25日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：2件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	定期検査中の原子炉建屋1階原子炉格納容器人員用扉入口周りの床面に水溜りがあることを協力企業社員が発見した。確認した結果、残留熱除去系の系統内への水張り作業中に、同系統のテスト弁（2台）に接続した水抜き用の仮設ホースの排水先ドレンファンネルから水が溢れていることが認められた。漏えい量は約25リットル、放射エネルギーは約9.1×10の5乗ベクレルであった。今後、原因について調査及び再発防止対策について検討する。	GⅡ	8月25日公表済 PDF(166KB)
2	3号機	8月23日、定期検査中の原子炉建屋内の圧力抑制室エリアで弁の分解点検作業を行っていた協力企業作業員（1名）に、放射性物質の身体への付着を確認したため、ホールボディカウンタ装置で測定を実施したところ、当該作業員の体内にごく微量の放射性物質が取り込まれた可能性があることが判明した。このため、8月24日、当該作業員について再測定を実施したところ、ごく微量の放射性物質の体内への取込みを確認した。今後、原因について調査する。	GⅡ	8月24日公表済 (PDF707KB)

その他：15件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主発電機水素冷却系水素ガスの置換作業における空気供給時、置換ガス（空気）純度計に指示値不良が認められたため、当該純度計を点検・調整	GⅢ	
2	1号機	1～4号機用水素・酸素供給設備緊急シャ断弁用窒素減圧弁の弁箱と弁蓋接続フランジ部より、窒素ガスの微少リークが認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
3	2号機	燃料交換機用走行式補助ホイスト制御盤の扉開閉用取っ手（2箇所中、1箇所）に損傷を発見したことから、扉の内部を確認したところ、当該取っ手固定用ビス（2本中、1本）が脱落していたため、当該扉を点検・修理及び原因調査	GⅢ	
4	2号機	気体廃棄物処理系高感度排ガス放射線モニタにおいて、検出器冷却装置の性能低下によると推定されるデータ採取不良が認められたため、当該検出器冷却装置を点検・修理	GⅢ	
5	6号機	主タービン第2軸受振動検出器の点検において、コネクタ部に絶縁不良が認められたため、当該コネクタを交換及び原因調査	GⅢ	
6	6号機	主タービン加減弁スイッチボックス内端子台（1台）の点検において、端子接続部に変形が認められたため、当該端子台を交換及び原因調査	GⅢ	
7	6号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット用補機冷却海水系ポンプ（A・B）の点検において、当該ポンプ駆動用電動機の端子箱に腐食が認められたため、当該端子箱を交換	GⅢ	
8	6号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット用補機冷却海水系ポンプ（B）出口弁の点検において、弁棒のライニングに剥離が認められたため、当該弁棒を交換	GⅢ	
9	6号機	廃棄物処理系機器ドレン補助ろ過器差圧検出元弁操作ハンドル脱落が認められたため、当該ハンドルを取付け	GⅢ	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
10	集中環境施設	プロセス主建屋3階廃棄物処理エリア用換気空調系外気処理装置内に水溜りが認められたため、当該エリアの水を拭取り・清掃	対象外	
11	集中環境施設	プロセス主建屋補助ボイラ設備エリア用換気空調系外気処理装置内に水溜りが認められたため、当該エリアの水を拭取り・清掃	対象外	
12	集中環境施設	洗濯廃液濃縮器加熱器(A)の所内蒸気戻り弁(2台)にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
13	集中環境施設	プロセス主建屋1階A服更衣所天井壁面の照明用蛍光灯取付け部に水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	G III	
14	その他	海生物焼却設備のCOD(化学的酸素要求量)分析装置用滴定器(試薬を送り込むポンプ)に動作不良が認められたため、当該滴定器を点検・修理	G III	
15	その他	使用済燃料輸送容器保管建屋床ドレンサンプルポンプの点検において、同ポンプドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	G III	